

京都市告示第 322号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	桃山経24の1 号線	伏見区桃山町西町2番地地先 同区桃山町大津町33番地地先		

(建設局道路部道路明示課)